

平成29年6月27日

平成29事業年度内部監査報告書 (物品〔USBメモリ〕の管理状況)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤達也 殿

監査室長 藤井明弘

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程（平成17年規程第9号）第8条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の平成29事業年度内部監査（物品〔USBメモリ〕の管理状況）について、以下のとおり報告します。

1. 監査概要

平成29事業年度内部監査計画に従って、PMDAにおける「物品（USBメモリ）の管理状況」に関して、各種関係規程・マニュアル等に基づき適正に遂行されているか監査した。

なお、監査実施期間及び監査対象等は、以下のとおりである。

- (1) 監査期間：平成29年6月8日（木）～6月20日（火）
- (2) 監査実施者：監査室 2名
- (3) 監査対象部室：USBメモリを保有・管理する全ての部室（29部室）

2. 監査方法

下記の5つの事項に関して、各部室担当者へのヒアリング及び状況についての実査を行った。なお、今回の監査については、事前に日程調整を行わず、無通告（監査の際に初めて通告）で実施した。

- (1) 各部室におけるUSB管理マニュアルの制定状況・内容の確認
- (2) USBメモリ貸出管理簿等の書面上での貸出管理状況の確認
- (3) USBメモリの実際の保管・管理状況の確認
- (4) USBメモリの実物の全数確認（監査当日に貸出中のものは、返却され次第確認した）
- (5) 任意抽出したUSBメモリに関して、中のデータ削除状況の確認

3. 監査結果及び指摘事項

(1) 監査結果

- ① USBメモリの実物については、各部室の管理簿上で確認できる全数について確認し、所在不明なものは確認されなかった。
- ② USBメモリの管理に関しては、全ての部室において管理マニュアルが制定されていた。しかし、この管理マニュアルについて現状では、各部室の裁量で内容が定められているため、各部室でルールに差があり、これに伴い実際の各部室での管理にも差が生じている状況であった。
- ③ USBメモリの実際の保管状況については、全ての部室において施錠管理が徹底されていた。しかし、保管場所や保管方法は各部室で異なっており、一目で貸出中か否かを判別できない部室も散見された。
また、紛失防止のために、USBメモリにストラップ等を付している部室が大半であったが、一部でストラップ等を付していない部室も散見された。
- ④ USBメモリのデータ削除状況については、一部の部室にて内部データが削除されていない状況が確認された。

(2) 指摘事項

- ① 各部室の管理マニュアルの内容に差がある状況を是正するため、基本的なルールについては、全機構的に共通の内容で策定されるべきであり、情報化統括推進室へ早急な対応を求めた。
また、各部室での保管場所や保管方法が異なっている点についても、上記の共通ルールに盛り込む等して、統一的な管理を実施されたい。
- ② 紛失防止のストラップについては、経費購入し付すよう指導した。また、
 - ①の共通の管理方法が導入されるにあたり、必要な備品があれば、加えて経費購入できるようにするなど、柔軟な対応を財務管理部へ指示した。
- ③ USBメモリの内部データが削除されていなかった部室へは、データを削除するよう指導した。また、今回の監査時には内部データが確認されなかった部室を含め、全機構的にUSBメモリ返却時の内部データ削除確認を徹底するとともに、①の共通ルールではデータ削除をルール化されたい。

4. 指摘事項のフォローアップについて

今回の監査における指摘事項について、①の全機構での共通ルールについては、平成29年7月28日（金）までに策定されたい。また、その時点で監査室にて策定状況のフォローアップを行う。

また、その共通ルール下での管理状況については、監査室にて内部監査を改めて今年度中の適切な時期に行うものとする。

以上